

補装具の種類

※印の種目については、介護保険サービスでの福祉用具の支給・貸与が優先です。

障害種別	対象となる障害等級	種目	種類	耐用年数	判定機関	申請書除く必要書類
肢体不自由	上肢機能障害	義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手	1～5年	大阪府障害者自立相談支援センター ※18歳未満は市町村	意見書 処方箋 見積書
		上肢装具	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP 伸展・屈曲装具、指装具、B.F.O（食事動作補助器）	2～3年		
	体幹機能障害	体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側弯矯正装具	1～3年		
	下肢機能障害	義足	股義足、大腿義足、下腿義足、膝義足、果義足、足根中足義足、足指義足	1～5年		
		下肢装具	股装具、膝装具、長下肢装具、短下肢装具、ツイスター、靴型装具、足底装具、靴の補正	1.5～3年		
	体幹機能障害 下肢機能障害	座位保持装置	平面形状型、モールド型、シート張り調節型	3年		
	下肢機能障害（2級以上） 体幹機能障害（3級以上）	車いす ※	普通型、手押し型、リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式、片手駆動型、前方大車輪型、レバー駆動型、手動リフト式普通型	6年		
	下肢機能障害（2級以上） 体幹機能障害（3級以上） + 上肢機能障害 or 環境的要因	電動車いす ※	普通型、手動兼用型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式、電動リクライニング・ティルト式	6年		
	体幹機能障害 下肢機能障害	クッション ※	空気室構造、バルブ調整、フローテーションパッド、	—		
			※単層、多層、立体編物構造、ゲルとウレタン、特殊形状クッション	—		
体幹機能障害 下肢機能障害	歩行器 ※	六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定型、交互型	5年	市町村	意見書 処方箋 見積書	
体幹機能障害 下肢機能障害	補助杖 ※	松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、多脚づえ、ブラットホーム杖 ※一本杖は日常生活用具の対象	2～4年		見積書	
重度の両上下肢機能障害 + 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置	ソフトフェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象を利用して「はい・いいえ」を判定するもの。	5年	大阪府障がい者自立相談支援センター	意見書兼 処方箋 見積書	

障 害 種 別	対象となる 障害等級	種 目	種 類	耐 用 年 数	判 定 機 関	申請書除く 必要書類
視覚 障害	視力障害 視野障害	視覚障害者安 全つえ（白杖）	普通用、携帯用、身体支持併用	2～5年	市町村	見積書
	視力障害	眼鏡	矯正用眼鏡、遮光用眼鏡（前掛式、掛 けめがね式）、コンタクトレンズ、弱 視用眼鏡（掛けめがね式、焦点調整式）	4年		意見書 処方箋 見積書
		義眼	レディメイド、オーダーメイド	2年		
	視野障害	眼鏡	遮光用眼鏡（前掛式、掛けめがね式）	4年		
聴覚 障害	聴覚障害 2級・3級	補聴器	重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳 かけ型	5年	大阪府 障がい者自 立相談支援 センター ※18歳未満 は市町村	見積書
	聴覚障害 4級・6級		高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳 かけ型			意見書 見積書
	聴覚障害	補聴器	<u>耳の形状や教育上または職業上の理 由から医師が必要と認めた場合のみ</u> 耳あな型（レディメイド、オーダーメ イド）、FM型、骨導式ポケット型、 骨導式眼鏡型			
	聴覚障害	人工内耳 ※人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ 補装具制度で対応（バッテリーや電池は対象外、埋込な ど購入の際は健康保険を利用）				—
内部 障害	平衡機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害	車いす ※	普通型、手押し型、リクライニング式、 ティルト式、リクライニング・ティル ト式、片手駆動型、前方大車輪型、レ バー駆動型、手動リフト式普通型	6年	大阪府 障がい者自 立相談支援 センター ※18歳未満 は市町村	意見書 処方箋 見積書
	※障害内容にも よります	電動車いす ※	普通型、手動兼用型、リクライニング 式普通型、電動リクライニング式普通 型、電動リフト式普通型、電動ティル ト式、電動リクライニング・ティルト 式	6年		

※注意事項

- ・補装具は1種目につき原則1個の支給となります。
- ・交付決定した補装具は、上記にある耐用年数内は基本的には再交付ができません。

<補聴器について>

- ・購入、修理の補助ができるのは基本的には片耳分のみとなっております。
- ・耳あな型補聴器は、耳の形状や教育上または職業上の理由から医師が特別に認めた場合のみ支給されます。（マスクや眼鏡をつけるなどの理由は、支給対象外です）
- ただし、公費負担は耳かけ型補聴器分のみで、差額自己負担して耳あな補聴器を購入することは可能です。
- ・補聴器を紛失された場合、**一生涯一回のみ**耐用年数内でも補聴器の再交付が可能です。障害福祉課までご相談をお願いします。

<義肢・装具について>

- ・初回購入時は、必ず健康保険を利用し、治療用義肢（仮義足）・装具としての作製となります。治療用義肢（本義足）・装具の作り替えとなる時に、補装具制度の利用が可能となります。
- ・装具などの型式が変更になる場合（短下肢装具 両側支柱→短下肢装具 硬性 等）も健康保険を利用し、治療用装具としての作製が必要です。